

## 第12回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年3月11日（月）9:57～11:40

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、原英史

（専門委員）大崎貞和、川田順一、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八劔洋一郎

（事務局）窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官、長瀬参事官

（ヒアリング出席者） 内閣官房：奥田IT総合戦略室内閣参事官

内閣官房：満塩政府CIO補佐官

厚生労働省：竹林医薬・生活衛生局生活衛生課長

観光庁：金井審議官

観光庁：鈴木観光産業課長

環境省：山本環境再生・資源循環局長

環境省：名倉環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

環境省：上田大臣官房審議官

環境省：熊谷水・大気環境局水環境課長

国土交通省：森岡水管理・国土保全局下水道部長

国土交通省：津森水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室長

経済産業省：中野 商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長

経済産業省：吉田 商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長補佐

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・民泊サービスの推進について

（観光庁、環境省、国土交通省、厚生労働省からヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・法人共通認証基盤等の開発・展開について

・海外（シンガポール）における行政手続簡素化の取組について

・本人確認ガイドラインについて（追加説明）

（経済産業省、内閣官房からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは時間となりましたので、第12回の「行政手続部会」を開会させて

いただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、野坂委員、林委員、國領専門委員、佐久間専門委員が御欠席でございます。

原委員は遅れてお見えの予定でございます。

議事に入る前に、前回の行政手続部会で取り上げた「就労証明書作成手続の負担軽減」に関しまして、1点申し上げたいと思います。

前回の部会において、子ども・子育て本部より「本年7月をめどに新様式を提示する」との御発言がありましたが、自治体の検討や準備期間も考慮いたしますならば、スケジュールを前倒しする必要もあると考えられますので、ゴールデンウィーク前には、子ども・子育て本部の審議官級の方から、取組結果を部会で報告していただきたいと思っています。

事務局におかれましては、その旨、子ども・子育て本部にお伝えいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

本日は、議題の1つ目として昨年11月に取りまとめました「規制改革推進に関する第4次答申」において盛り込まれた「民泊サービスの推進」について取り上げたいと思います。

本日は、答申の実施事項についての対応状況及び今後の方向性等に関し、観光庁、環境省、国土交通省から御説明を頂戴したいと思っております。

まずは観光庁より、10分程度で御説明を頂戴したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○金井審議官 観光庁の審議官をしております金井と申します。よろしくお願ひします。

民泊の実施事項についての対応状況等について、まず、概略を簡単に御説明いたします。答申の1つ目の実施事項aのところでございますけれども、民泊制度運営システムについて、ユーザー目線に立った利便性の高いシステムになるように、現在、必要な改修を順次進めているところでございまして、後ほど詳しく御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、2つ目のより簡易な届出の方法の検討につきましては、先日決定されました新たな本人確認ガイドラインも参考に、具体的なシステム改修等の検討を早急に進めておりまして、平成32年度の予算要求に反映させたいと考えております。

また、届出手続の適正化につきましては、これまで行政手続部会等からの御指摘を踏まえまして、関係自治体に対しまして、昨年11月に手続の適正な運用を求める通知の発出を行いまして、行政手続法違反が疑われる事例等は具体的に示すなど、自治体に対して強く改善を求めてきたところでございます。さらに自治体の改善状況につきましては、フォローアップ調査をことしの2月に実施したところでございますが、今後もその調査結果等を踏まえて、継続的に自治体の改善を求めてまいりたいと思っております。

また、他法令との関係につきましては、所管省庁と答申で示された方向性を踏まえて必要な調整を行っているところでございまして、今後も届出の促進に向けて、関係省庁に対して必要な協力を求めてまいりたいと思っております。

以上の取組につきまして、お手元の資料に基づきまして、担当課長より御説明させていただきます。

○鈴木観光産業課長 失礼いたします。観光庁観光産業課長の鈴木と申します。

それでは、資料1-1をもちまして御説明させていただきたいと思っております。本日の資料といたしましては、5ページまで本資料で、それ以降は参考資料を付けさせていただいております。参考資料は届出の状況でございますとか、システムの利用状況、また、最近地方で出てきた新しい民泊の取組などを紹介するものでございますので、後ほど必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、本資料をもちまして御説明をさせていただきたいと思っております。表紙をめくっていただきまして1ページ目をご覧くださいと思います。まず、第4次答申の実施事項aでございますけれども、民泊制度運営システムの改修措置についての取組の状況でございます。答申をいただいて以降、本当に今、正に作業中という状況でございますが、平成30年度における現在作業を進めている事柄につきまして、その左側の箱で4つほどまとめさせていただいております。

1つ目はちょっと細かい話でございますけれども、届出の申請をシステムに入力するに当たって、例えば名字と名前の間に必ずスペースを置かないと入力のはじかれるとか、こういうチェック機能を削除したり、また、入力をする画面の中のすぐ横のところ、画面上の中にこういう半角/全角等のルールで入力してくださいという事柄を書き込むようなガイドライン機能を追加しているとかいう改修作業をしております。

②は自治体側の理念なのですけれども、自治体職員が誤って入力して受理済みのボタンを押してしまった後でも、必要に応じて修正が可能になるような機能の改善をさせていただいております。

このほか、定期報告の事後的な修正でございますとか、④では内閣府様にも御協力をいただきまして、そもそも旅館業とか特区民泊については許可情報、または認定情報が一元的に国で把握できなかったもので、こちらを把握できるようなデータベースを現在作成しているところでございます。

続きまして、平成31年度、来年度以降でございます。

まず、①はガイドライン機能のさらに充実を図る。

②は行政書士様のほうからちょっと御要望もあったのですけれども、行政書士が代理で届出をする場合の電子署名の代理入力欄を新しく作る等々の改善をしていこうと考えてございます。こちらにつきましては、継続的に今後も改修をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。答申事項のbでございますが、現在、この届出につきましては、電子証明書による本人確認が必要とされていますが、政府全体の方針も踏まえた上で、より簡易な方法の導入を検討するというところでございます。

こちらにつきましては、正にこの2月25日に政府のCIO連絡会議におきまして、新しい本

人確認の手法に関するガイドラインが閣議決定されてございますので、これに基づきまして、我々としてはこの住宅宿泊事業法の届出手続について、どのような方式を適用するのか検討しまして、この夏の予算要求にシステム改修費について盛り込んでいきたいと考えてございます。

続きまして、めくっていただきまして3ページ目をご覧くださいと思います。これは答申事項では直接ございませんが、前回の規制改革会議、この行政手続部会におきまして、民泊の議論をされたときに問題になった問題でございます。こちらのほうの現在の取組状況も簡単に御報告をさせていただきたいと思います。

これは届出手続について、自治体等でちょっと加重な手続をしているのではないかとということでございまして、まず、11月22日になりますけれども、我々は住宅宿泊事業法事務を担う101自治体に対し、観光庁から実態調査を開始しまして、その結果を公表させていただきました。例えば事前相談を義務づけている自治体として、那覇市とか文京区とか、ある意味で特定をして固有名詞も含めて公表させていただき、その上で11月22日に改善を求める通知を発出させていただきました。

その下の箱でございますけれども、自治体を集めた連絡会議におきまして、具体的な改善事例を示して、改めて改善をお願いさせていただき、また、現在フォローアップ調査をさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページ目をご覧くださいと思います。こちらは11月22日の通知の概要でございますが、ちょっと添付資料を簡単にしてくださいとか、この前の部会で御議論いただいた点につきまして、自治体について通知を発出している状況でございます。

5ページ目をご覧くださいと思います。例えばでございますけれども、このフォローアップでシステムの利用を促すような記載へ修正していただいたり、いろいろな改善措置を講じていただいているところでございます。こちらにつきましては、また詳しくまとめて公表させていただきたいと思っております。我々としては継続的に自治体の運用の改善を促進してまいりたいと考えてございます。

また、このほか、答申事項のeの他省庁関係で、そちらのほうでまた関係省庁のほうから詳しく御説明があるかと思いますが、それについて、観光庁としてもフォローアップをしっかりしていくことも盛り込まれております。

本日、紙では入れておりませんが、我々といたしましても環境省様、また、国土交通省の下水道関連部局様と、この答申をいただいた後、速やかに一度打ち合わせをさせていただきまして、我々はこういったいろいろな情報を持っているので、そういった情報について、御提供させていただくような協力の旨を申し上げるとともに、実態調査をしていただいて、適切な対応をお願いしたような経緯がございます。

環境省の廃掃法の関係で後ほど御説明があろうかと思いますが、当庁からも事務連絡と一緒にさせていただいているようなことをさせていただいておりますし、また、水濁法につきましても、我々としましては実態調査をしていただいて、速やかにその中でどこま

でだったら緩和できるのかできないのか、御検討いただきたいという旨を申し入れさせていただいているような状況でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、環境省の環境再生・資源循環局より5分程度で短いですが、御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本資源循環局長 ありがとうございます。

それでは、資料1-2に基づきまして御説明をしたいと思います。資料1-2環境再生・資源循環局関係でございますが、めくっていただきまして最初のページのところに答申の内容の抜粋を入れさせていただいております。廃棄物の処理に関しましては、この実施事項の1つ目の○にありますように、民泊サービスの関係で、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにして、その普及を図る形で答申をいただいております。

これを受けての環境省の対応ですが、次のシートになります。観光庁の御協力もいただきまして、事業者の方々から、まずはどういったところが負担に感じているのかを改めてヒアリングをさせていただきました。

その結果、把握した事項としては、その次に書いてあります4点で、処理方法の問題、あるいは誰に頼んだらいいのかという問題、どこに相談したらいいのかという問題、それから、少量の場合で、通常の民間の許可業者への委託が難しいといった問題と、大きく分ければこの4つの問題が把握されたということでございます。これを受けまして、自治体側で実際これらについてどう受けとめているか。あるいはどういう対応をしているかというところを対応事例の収集をさせていただきました。

その結果を踏まえて、最後の3ページ目のところ、環境省における対応で、4つの課題に対して、それぞれ対応事例を整理させていただいて、その周知を図ったところであります。処理方法の問題につきましては、わかりやすいリーフレットなどを整理して、これを配付することもありますし、誰に頼んだらいいかわからないところに対しては、きちっとやっていただける業者のリストを提供する。相談については相談窓口を整備する。

それから、少量のものについて、許可業者に頼みにくいものについては、市町村が家庭系の廃棄物の収集とあわせてやるやり方を具体的に事例として整理をいたしまして、これを周知させていただきました。

下の箱囲みのところにありますように、こういった内容を本日資料1-2の別紙という形で御用意させていただいておりますが、2月28日付けの事務連絡という形で整理をさせていただきまして、これを廃棄物部局に周知するとともに、こちらも観光庁さん、厚生労働省さんとも御協力をいただきまして、民泊の主幹部局宛てにも同様の内容を周知していただいたところでございます。

紙を送っただけではなかなか行き渡らないところもありますので、先ほどの3ページ目の欄外のところに※で書いておりますが、ちょうど3月の頭に、まず、都道府県の担当部

局の担当者の会議がありましたので、その中でこの趣旨を説明させていただきましたのと、今度市町村に対して直接説明する場があるので、こちらにおきましても同様に、この内容の趣旨について、しっかりと説明をしたいと考えております。こういった事柄を通じてしっかりと市町村に対する周知を行うと同時に、観光庁さんともしっかりと連携をしながら、事業者側のその後の声についても、しっかり受けとめながら、答申の趣旨がきっちりとできるように今後運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、環境省の水・大気環境局及び国交省の水管理・国土保全局より、それぞれ5分ずつで御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします

○上田大臣官房審議官 まず、環境省でございます。

資料は1-3をご覧ください。資料につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきたいと思いますが、環境省においては、現在水濁法の届出状況などの調査を行っているところでございまして、これらを踏まえて詳細調査の準備を進めていきたいと思っております。今後は観光庁とも連携をしながら検討を進めていきたいと思っております。

資料の説明については、担当課長から行います。

○熊谷水環境課長 水環境課の熊谷と申します。

資料の1-3をご覧くださいませでしょうか。水質汚濁防止法関係の適用等について、いただいております答申関係、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出、この一定の規模・態様のサービスについて届出を要しないこととする方向で検討すると思っております。

次のスライド、3ページ目になりますけれども、昨年10月時点で、年末年始にかけて関係の地方公共団体をお願いしまして、現状の届出の件数、地方公共団体にどういふ数のものが出ているかを調査させていただきました。その結果が663件で、届出の件数の多い自治体、一番多いところが岐阜県の33件から、以下皆様の資料のお手元にあるとおりになっております。

次のスライドを見ていただけますでしょうか。今後の対応のお話をさせていただく前に、水質汚濁防止法の体系をちょっと御説明させていただければと思います。現在、この旅館業法を含めて民泊の関係は届出の義務が全数、全てにわたってかかっておりまして、国の一律排水規制という形では50トン以上の排水量なのですが、都道府県において条例により、この排水量の、私どもの業界用語で裾下げと言っておりますけれども、対象の事業者を拡大することを条例で対応するようなことをやってきております。

届出が全数出ることを前提に地方公共団体の規制がかかっている状況がありまして、現状の小規模の事業所に対する対応につきましては、地方公共団体と連携しながら、今後進めていく必要があるかと認識しております。

一番最後、5枚目のスライドにあります今後の予定で、3月下旬というか、今年度いっぱい、既に10月末で届出の件数であるとか、状況をいただいておりますので、これ

を含めて調査をさらに進めていきたいと思っております。特に一律排水規制以下の規模要件につきましては、民泊業法の届出情報なども観光庁さんからいただきながら、内容を精査しながら進めていきたいと思っておりますし、先ほどお話しさせていただいたとおり、地方公共団体、または関係団体の意見聴取なども行う必要があるかと認識しております。

以上の現況をきちんと把握した上で、規制関係の議論になりますので、今後、中央環境審議会の諮問、答申、また、パブリックコメント、最終的には規模要件を決めています国の制度としては、政令のレベルになりますので、これらの改正に向かって検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きお願いします。

○森岡下水道部長 国土交通省の下水道部でございます。

下水道法上の規制につきましては、前回も御説明させていただきましたが、水質汚濁防止法上の規制と整合をとりながら決められておることを踏まえまして、今後対応したいということでございます。

担当室長から説明させます。

○津森下水道企画管理企画指導室長 引き続き、御説明させていただきます。

資料1-4でございます。まず、規制改革に対するいただいた答申につきましては、先ほどの水濁法と同じ届出についての検討で、同様の内容となっております。

その中で対応状況でございますが、今部長のほうからもお話ししましたが、基本的に下水道法の特定施設につきましては、水質汚濁防止法の特定施設になっておりまして、水濁法が見直されれば自動的に下水道法も見直されるという条文の規定が連動してございます。したがって、我々としましては、民泊法におきます下水道法の規制の取り扱いにつきましても、水質汚濁防止法の規制の取扱いをしっかりと踏まえながら取り組んでいくことが重要だと考えております。

したがって、国土交通省としましては、環境省から水濁法の規制の今後の取組方針などにつきまして、定期的に情報収集を重ねてきたところでございますし、また、いろいろな下水道の担当部局に対しましても、このような動きがあることをしっかりお伝えしながら、環境省の動向を注視していくとともに、その動向を踏まえた対応をしっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。質疑応答は観光庁、廃棄物処理のルール、水関係の水濁法と下水道法の3つの項目順に行いまして、最後に全体を通した時間をとりたいと思います。

まずは、観光庁の全体的な御説明について御質問等がございましたらば、お願いしたい

と思います。いかがでしょうか。

私は実はきのう、e-TAXの申告をしたのですけれども、なかなか骨がいった。素人が、特に民泊の方は個人が多いと思うので、そういう方が電子申請しようと思うと、結構知っている方と比べると、思わぬところでハードルが高いと思うのです。そういう意味で、ユーザーの意見を聞いて、特に個人のユーザーを想定して、そういう形でのシステム改善をお図りになったかどうかをちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○鈴木観光産業課長 観光庁でございます。

現在のところでは、我々もいろいろな届出事業者の方とのつながりもありますので、そういうお話をついでに少しずつ解消しているとともに、また、改修の入札の際の仕様書につきましても、そういった住宅宿泊事業者等の意見を取り入れることをちょっと条件に入れておまして、形式的にはそんなこともさせていただいております、いずれにいたしましても御指摘のとおり、なかなか一般の方が使おうと思っても使いにくいシステムでは役に立ちませんので、できるだけ、少しずつになるかもしれませんが、使いやすいような改修をさせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 仕様書の中に個人を参画させて、フィージビリティチェックなどをするみたいな項目も入れていただけると、ありがたいなと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひします。

それから、本人ガイドラインの話が出ましたが、前は民泊については、なりすましもあるので、そんなに緩めるわけにはいかないというお話をされてしまったのです。そこで、ここには、マイナンバーによる電子認証以外の本人確認方法検討とありますが、なるべく使い勝手のいい制度をお願いしたいと思うので、その辺の御検討状況はいかがでしょうか。

○鈴木観光産業課長 ありがとうございます。

まだ、ちょっとガイドラインについて正確な理解が、我々ができていないところもあります。すけれども、3段階ぐらいの新しいレベルの認証方式が出て、その中で今、ある意味住宅宿泊事業については一番厳しいものに該当するみたいな感じだったものが、今回、これからガイドラインも出ましたので、より低い、具体的にはマイナンバーカードを必要としないような簡易な手続に移行することができないか、そういう視点で検討を進めて、取組を進めてまいりたいと考えております。

○高橋部会長 いつ頃までにその辺は。

○鈴木観光産業課長 夏に予算要求をしないといけないと思っておりますので、我々としては夏には方針を固めないといけないなと思っております。

○高橋部会長 わかりました。

そのときには、やはりパスワード方式みたいなことをお考えなのですか。

○鈴木観光産業課長 今、決めているわけではないのですが、我々が念頭にあるのは、おっしゃられたようなパスワード方式みたいなことができないのかという視点で考えたいと思います。



○高橋部会長 これは、IT室にもお願いしたいのですけれども、税の申告も別にマイナンバーの申請のパスワードと違う利用者申請のためのパスワードも配付しているのですけれども、いろいろな手続でぼこぼこパスワードが出てくると、非常に覚えにくいのです。税のパスワードと一緒にしてしまうみたいなことは無理なのでしょうか。

○奥田参事官 そこはシステムをどのように組んでいくかにかかわると思います。別の管理という形であると、当然IDパスワードを使わなければいけないですけれども、その管理をどうするのか。法人系であれば、法人認証基盤という形になっていますので、個人のところをどうするかは、検討の余地があるかと思います。

○高橋部会長 そうですね。いっぱいパスワードがあるととにかく覚えきれないので、政府で1個としていただかないと、税でもいろいろな届出でも1個パスワードがあれば、それを管理していればできるとしていただかないと、個人としては覚えきれないと思うのです。ぜひIT室でも音頭をとって、国税はほとんどの人がこれから使いますよね。あれが先行しているので、あれに合わせてもらうというやり方もあるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

参考までに細かい点についてお聞きします。3ページの実態調査の結果の所で、事前相談を義務づけている自治体としまして、那覇市と文京区、2つの自治体が挙げられています。一方、5ページにある現在の改善状況の取組を見ますと、文京区だけが事前相談の義務づけを見直しているとありますが、そうすると、那覇市はどういう御対応になっているのでしょうか。細かいことで恐縮でございます。

○鈴木観光産業課長 ちょっとうる覚えで大変恐縮なのですけれども、私の記憶ではたしか那覇市さんは、まだ直す予定が今ないみたいなことを言っているのですが、我々としては引き続き名前を公表しながら、不適切ですので直してくださいと、ちょっと指導していきたいと思っております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

安念先生、どうぞ。

○安念部会長代理 観光庁さんの資料の4ページですが、③の中にこういう事例があると書いておられますが、もしも条例に根拠を持たせて、例えばの話、事前相談とか、事前の調査を受理の要件とするという規定の仕方をするのは適法なものなのではないでしょうか。そもそも一般論だけれども、行政手続法は受理という観念を、役所の手続、アプリケーションの手続からなくしたところにも一つの重大な意味があったはずで、ここでは条例の根拠なくと書いておられますが、条例に根拠をつくれれば、事前手続、事前調査プラスその上で受理をするやり方は許されるとお考えになりますか。お考えあればですけれども、伺います。

○鈴木観光産業課長 全く異なる体系でそういう事前相談や立ち入り検査を求める条例を

つくること自体が禁止かどうかは別にして、行政手続法上は一旦届出を受理した上で必要な、もしくは条例で罰則をつくるのだったら罰則なりをかけるのが、我々としてはあるべき姿ではないかなと考えておるのですが、そのあたりはちょっといろいろな方の御意見も伺いながら、指導していかなければいけないなと思います。

○安念部会長代理 受理というのが、今でも当然のごとく使われていることに大変違和感を覚えるのです。こんなことは釈迦に説法ですけれども、申請書が事務所に届いてしまえば、もうそれで審査を開始しなければならないのであって、受理というのが1つ挟まるのは、少なくとも行政手続法上は私はないと認識しているのですが、それでもやはりこういうのがあるのかなと、大変アルカイックな感じがしたものですから、それで申し上げたのです。

部会長いかがですか。権威者から。

○高橋部会長 過剰な規制になるかどうかという話だと思います。民泊法の趣旨からいって、そんな過剰な規制をするのが本当に自治体の条例制定権として許されるのかという話で、少しぎりぎり自治体と詰めていただくとありがたいと思います。

○安念部会長代理 そんな大人のまとめ方をなさって。

○高橋部会長 多分そうだと思いますけれどもね。

田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 今の議論と関係しますが、文京区ではもともと事前相談を義務づけていたけれども、それをなくしたということでしたので、それ自体は評価すべきだと思われま。しかし、もともとどのような根拠で義務づけていたのか、もし、条例ではなく内規で義務づけていたのであれば、それ自体が問題だと思いますが、そこはどうなっていたのでしょうか。

○鈴木観光産業課長 文京区につきましては、少なくとも条例ではなくて要綱みたいなもの、内部規則をつくられてやっておられたようなので、直していただけたということだと。現状としてはそういう状況であったのが直ったということでございます。ちょっと那覇市さんについては、今、手元に資料がないので後ほど調べて御報告をさせていただきたいと思。います。

○高橋部会長 一般論ですけれども、条例できつい手続を入れるのは、多分議会を通すのが相当大変なのですよね。だから、多くの場合は内規で安直に仕組むケースが非常に多いことになります。そして、その仕組みは、行政手続法の観点から言うと、行政指導だと言ってくれないと、本当に困るという話だと思います。そこはしっかりその辺の仕切りを観光庁としてもしていただいて、厳しく指導というか、法令所管官庁として助言・勧告をしていただきたい。やらないと今度は正規な自治法上の手続になりますよと。言。っていただく。改善、まずは是正の要求になりますよとはっきり言っていただいて、しっかり御指導、助言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木観光産業課長 那覇市も要綱でございました。

○高橋部会長　　そうでしょう。大体そんな正面から条例で決められるなど、議会を通すのは大変なのですから、そういう意味では、安直なことはやめてくださいと言っただけであればありがたいと思います。

これでよろしいでしょうか。引き続いてフォローアップ等もしっかりしていただいて、なるべく違法な、法治主義に反する取扱いが、民泊については根絶していただけるように御努力いただければと思います。よろしくお願いします。

次が廃棄物処理のルールについてでございます。資料1に即しましていかがでしょうか。すみません。まず、観光庁のお話をお聞きしたいのですが、事例を集めていただいたのがよくて、グッドジョブを自治体をお願いするのも重要だと思うのですが、民泊業者にこういうことができますということが普及しないとなかなか手続上の負担感は消えないと思うのです。

これは、例えば国交省のホームページなどで何か一元的に、民泊の事業をやるので困ったことはございませんかみたいな、相談欄などをつくっていただいて、そこに行くところなことで解消しますよというのが、環境省の所管でもわかるような、よろず相談窓口みたいながあると、民泊の業者にとってはありがたい。各自治体もお困りのときは国交省のよろず相談窓口に行って御確認くださいみたいなことをすると、民泊の業者にとってはありがたいと思うのです。そういうことは観光庁としては、各省に対して音頭をとってお考えになることはあり得ないでしょうか。

○鈴木観光産業課長　　今もコールセンターをつくっておるのですけれども、必ずしも観光庁が直接所管している法律だけの問合せだけではなくて、ほかもございまして、そのときには大体の関係省庁なり関係機関に振るみたいな作業をしているのです。そういうのをできるだけ丁寧に少し、ちょっと有権解釈できるわけではないから制限があるのかもしれませんが、そういった問題も広く受けつけていますよということを広報するとともに、今回、例えば環境省様の廃棄物の関係ですと、我々としても通知を出しておりますので、こういったものはポータルサイトなどに載せて、こういった情報の周知を観光庁としても努力していきたいと思っております。

○高橋部会長　　この通知はすごくすばらしいと思うのですけれども、我々もしっかり読み込まないとわからないので、見やすい何かパワーポイントで一目瞭然みたいなものはないのでしょうか。

環境省はこの通知を発出するに当たって、そういうのをお出しになっていますか。

○名倉廃棄物適正処理推進課長　　現段階では特にこの通知以上のものは発出しておりませんが、今回説明に使いました資料等を同じような形で、何らかの形で周知するという事は考えられます。

○高橋部会長　　ぜひ、それを国交省さんにもお渡しして、国交省さんでホームページに出していただく。だから、廃棄物で困っているところはここに、みたいなページがあってほしいのです。一々ぐるぐる所管に行かないとわからないというのだと、事業者としては負

担感が重いですから、行政手続法の11条では、そういうことをやめろ、努力してやめましようとなっているので、一つの事業について複数の許認可の行政庁にいるときには、拒否してはいけないし、さらに、協同して手続を推進するように努力しなさいとする規定が11条2項にあります。ぜひ国交省として、観光庁として、関係の省庁に音頭をとって、ワンストップ窓口みたいなものをぜひつくっていただけるとありがたいと思いました。

よろしいでしょうか。

それから、家庭系の収集とあわせて、民泊の廃棄物を収集している自治体の数はどの程度か、環境省様、おわかりになりますか。

○名倉廃棄物適正処理推進課長 申しわけございません。数はちょっと確認できておりません。

○高橋部会長 そうですか。これだけやっていますしという経験をぜひほかの自治体、環境省自身も把握され、ほかの自治体に広げていっていただければありがたいと思いますので、その点御配慮をよろしくお願いします。

ホームページをつくるのでも両省御協力しないとできないと思いますから、ちょっとその辺もよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。廃棄、廃掃法。

濱西委員、どうぞ。

○濱西委員 今、高橋部会長からも話が出たのですけれども、とりわけ問題であると思うのが、空き部屋を貸してあげる程度の、事業規模として非常に小さな民泊業者などは、有料系の廃棄物処理業者に処理してもらいなさいと自治体に言われると、経営自体が成り立たなくなってしまうおそれがあると思うのです。

したがって、そうした小さな民泊業者については、できるだけ自治体が収集する方向で処理をしてあげるのが、うまく経営ができていく一番重要な点であると思いますので、是非とも推奨できるケースを全国の自治体から情報収集し、提供していただきたい。先ほどの話ですと、全国ベースだとなかなか数を把握しづらいのかもしれませんが、できるだけきめ細かく情報を集めて、情報提供をお願いしたい。

○高橋部会長 是非、その点をよろしく願いいたします。

田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 今の高橋部会長と濱西専門委員からのご発言に関連してですが、資料で対応事例とされている、有料ごみ処理券や指定ごみ袋を使用することにより家庭系の廃棄物の収集とあわせて回収するというやり方は、民泊のごみに限ったことなのか、もともと事業系ごみについてはそういう処理をしている自治体において、民泊のごみもそうやっているという意味なのか。そこをお伺いしたいのですけれども。

○名倉廃棄物適正処理推進課長 ほかの事業系でもこういう取扱いをしているところはございます。

○田中専門委員 そうすると、事業系ごみはおよそ自治体では回収せず業者に委託する必

要がある自治体では、先ほどご指摘があったように、結局は業者に委託しないと民泊ができないことになってしまいます。資料には問題に対する対応事例として記載されていますが、民泊業者が少量の廃棄物を処理できなくて困っているという問題への対応という意味では、別の自治体ではもともとそのような処理をしているということを書いてあるだけのよう気がするのですけれども、違うのでしょうか。

○名倉廃棄物適正処理推進課長 それぞれの事業者ごとに排出の形態ですとか、出てくるものが変わってきますので、そういうものに適した廃棄物処理の仕方を、それぞれ市町村のほうでやっていると、住民とのトラブルもないような形で進めているという形で承知をしております。

○田中専門委員 私の知っている自治体も事業系ごみをおよそ自治体では回収しないのですが、そういう自治体からしてみたら、うちは事業系ごみは回収しないのだから、この対応事例は横展開できないということで終わってしまうと思うのです。そういうことではこの問題は解決できませんので、民泊の少量のごみに関しては、特別な対応をすることも御検討いただきたいというのがお願いです。

○高橋部会長 そのように自治体に環境省から働きかけてくれないかというお願いですね。

○山本環境再生・資源循環局長 基本的には今回の答申を受けて実施しているものですから、単に民泊以外の事業系のものと横並びではなくて、そこはこれまでの周知もそうですし、今後の周知もそうですし、こういったものを出している意味合いは当然そういうことがあるわけですから、そこはしっかりと周知をしてまいりたいと思います。

○高橋部会長 では、その点を含めてしっかり周知をお願いしたいと思います。

どうも御指摘ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

○安念部会長代理 ちょっと1ついいですか。事実を御存じであれば教えていただきたいのです。今のお話との関連ですけれども、市町村が家庭系のごみとあわせて事業系のごみを収集するサービスをしていない。それから、許可業者もそのところには回ってきてくれない。つまり、自分でやる以外どうもしようがないという民泊事業者が現にいるということはございますか。何かそういうことについてお聞きになったことはございますか。もしあったら教えてください。

○名倉廃棄物適正処理推進課長 今の段階で、特にごみ処理ができなくて民泊事業を諦めているという事例があるとは思っておりません。

○安念部会長代理 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、そういうことで今の部会から出た御意見を踏まえて、事例の普及と観光庁との連携のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次が水濁法と水道法について御意見を頂戴したいと思います。

大崎専門委員、いかがでしょう。

○大崎専門委員 1点お伺いしたいのですが、裾下げ規制についての言及がございましたのですが、ちょっと私はなぜこの話をされたのか、やや理解しかねた面がございまして、これは要は、裾下げ規制の実態を踏まえて今度新たに規模要件等を設定して、言ってみれば、既存の条例等が法律に反するようなことにならないような形で制度設計をしたいようなことを念頭に置かれていたのか、ちょっとどういうことで裾下げ規制について述べられたのか、御説明いただければと思うのです。

○熊谷水環境課長 条例による規制対象を地方公共団体が認識するときに、現行制度の全数届出を前提として、条例でどこまでを規制するかというような制度のつくり方をされているのが大部分のような状況で、仮に一律排水規制に近いようなところまで届出対象をいきなり削ってしまいますと、条例のほうが進まなくなる状況が生まれかねないということです。条例の制定状況をきちんと把握した上で検討したいということで御説明をさせていただきました。

○高橋部会長 すみません。水濁法の上乗せ・横出しを認めていますが、かなり包括的な規定ですよ。違いましたか。排水規制については、独自にできるという包括的な規定になっているような気がするのですけれども。

○熊谷水環境課長 はい。

○高橋部会長 そうすると、国が届出義務についてかなり上まで持ってきても、自治体は別に届出義務も課せるし、それにあわせて排水規制もできるのではないのでしょうか。

○熊谷水環境課長 おっしゃられるとおりなのですが、今は全体が届出が出ることを前提に条例されていますので、条例側で自分たちの規制対象を届出させるところの修正と、こちら側の改定等のタイミングを合わせないと、条例側が進まない。時期的なギャップが出てくるという意味でございます。

○高橋部会長 わかりました。自治体の条例制定とかを考えて、多少のタイミングが要するという話ですかね。

いかがでしょうか。

すみません。その関係ですけれども、確かに条例制定権、上乗せ・横出しがあるのですけれども、これについては、一般家庭みたいなものについてまで、そういう規制を及ぼすことが、およそ水濁法が予定しているのでしょうか。

私は、それは水濁法の横出し・上乗せの意図しているところではないと思いますよ。

○安念部会長代理 工場及び事業所だものね。

○高橋部会長 だから、そういう意味では、まずは本当に住居と同じようなものについて、そのような規模について、水濁法では規制するのは合理的ではないということ、そこはわかりいただいているということでよろしいのでしょうか。およそ住居とほぼ変わらないものについてということですが。

○上田大臣官房審議官 これまでそういう観点での議論をしたことがなかったものですから、今のところ、事業所という概念で業を営んでいる方は何らかの形でと。

ただ、その事業所が家庭とほぼ一緒であってもという御指摘は、我々も今までそういう視点でなかったもので、まずは、今担当課長から説明があったように、条例の裾切りとの関係が全然問題なければするっといくし、ただ、自治体ではさらに若干裾切りを下げようみたいなところもあって、例えば、条例は今10m<sup>3</sup>/日ぐらいなのだけれども、下げようかという議論もある場合、議会との関係もあるでしょうから、それを調整しながら来年度中にはセットしていきたいかなど。一般論でそういうような個別の条例のケース認めず全部だめだということができるかどうかというのは、今まで中では議論したことがなかったです。住宅はそもそも上乘せはだめだという。

○高橋部会長 趣旨にそぐわないということですよ。だって悪いですけども、水濁法の規制は要するに汚濁規制ですから。日々住居と同じような排水しかしないものについて、水濁法を及ぼすというのは、およそ私は水濁法の趣旨から飛んでいると思いますよ。

○上田大臣官房審議官 例えば戸建てで、一軒家の民泊は確かに実態はそうかもしれませんが、これはちょっと観光庁さんからもデータをいただかないといけないのですが、実際にはホテルのような形で、大きな形で民泊としてやられているのもあるでしょうし、だからそういうときには外形的にどこで裾を切るのかと、全部民泊だから外すのではなくて、どういう裾の切り方をするのかを今考えようとしているところです。

○高橋部会長 ですから、繰り返しますが、その切り方として、普通の住居だって水は出すのですから、そういう住居とそんなに規模的に違わないような民泊についてまでぎりぎり規制するのは、やはり水濁法の趣旨から外れていますよということは、きちっと明らかにして議論していただきたいのがお願いなのですけども。

○安念部会長代理 私も部会長のおっしゃるとおりだと思うのですよ。もともと民泊新法というのは、現に住宅である建物でなければ住宅宿泊事業は営めないことになっていて、おっしゃるようなホテルのような、つまり客を泊めることを初めから目的とした建物で民泊はできない仕組みになっているわけですから、そのところは住宅なのだというお考えいただくのが合理的ではないかなと私もお話を伺って思ったのです。

○上田大臣官房審議官 そのあたりは実態を踏まえて、規制の仕方の中で我々の考え方、単に答えを出すだけではなくて、どういう趣旨でやるのか、自治体にも来年度のプロセスの中で説明していきたいと思います。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。

すみません。それから、6%という数字が3ページに出てきているのですけれども、住宅宿泊事業者届出件数に対して6%の水濁法の届出、つまり全数届出が前提で運用されているのに6%だというのは、環境法は執行不全だなという感じですよ。昔から執行不全だと言われている。これは典型だと思いますけれども、余りにも過剰な規制をしていると、遵法意識も損なわれるし、そこは合理的な規制にしていかないと、環境規制としても動かないのではないですか。

そこはいかがでしょう。

○熊谷水環境課長 水質汚濁防止法に対象する届出は、全量下水道に行く場合は下水道側に届出がまいりますので、水質汚濁防止法として出ている届出が民泊の届出全体1万とおっしゃられているものに単純に比率で考えますと6%ぐらいという意味です。1万件全部が水質汚濁防止法の届出対象ではございませんので、そこは御理解いただければと思います。

○高橋部会長 では、何%ぐらいなのですか。基本的に環境省で把握している、都道府県が持っているのはなかなか統計的に出ないのですけれども、大体大まかに言って、住宅事業者の中で何%ぐらいが水濁法の規制の対象なのでしょう。

○熊谷水環境課長 すみません。下水道側の届出の件数側がわかりませんので、私どもの母数としてはわかりませんが、現状の下水道の普及率等を考えますと、6%という数字もそんなにおかしい数字ではないと考えています。

○高橋部会長 そんなにおかしくないですか。

○熊谷水環境課長 はい。

○高橋部会長 すみません。下水道はどうですか。その辺は把握されていますか。

○津森下水道企画課管理企画指導室長 具体的にはちょっとまだ把握できていないので、今後調査をしっかりとやっていきたいと思えます。

○高橋部会長 自治体からは、これはやはり全数届出は大変だという意見は出ていないのですか。届出チェックみたいな。

○熊谷水環境課長 水質汚濁防止法全体の届出件数は相当、数百とか数千の単位ですから、民泊に関しての1件当たりですと10件、20件のレベルなので、そういう意味では過度の負担だというお話は、まだ私どものもとには届いておりません。

○高橋部会長 岐阜県などが30件ぐらいだとそんなに負担ではないということですか。

そこはですから、本当にどれだけというのはちょっと、下水道部局ともすり合わせをしていただいて、全数届出の義務の実効性がどこまで上がっているか把握していただいて、事務局に教えていただければと思います。申し訳ないのですが、そこは議論の前提としてのものでございますので御教示ください。

あと、政令で一応議論していただく、厳しいことを言って申し訳なかったのですが、そこはやっていただけることを踏まえて、そのような方向で御検討いただきたいというお願いベースで申し上げたのです。その上で、これはどういうスケジュールで御検討いただくかということと、観光庁はそれにどうやってかまれるのかということをお教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上田大臣官房審議官 資料の5ページの今後の予定のところは4つのポツがございますが、おおむね上から順番にやっていこうと思っております。最後の4つ目の審議会への諮問は来年度、ことしの4月からの年度ですけれども、来年度の前半中にはこの審議会の諮問までたどりつきたい。

ただ、ちょっと自治体との調整の過程で、裾切りを下げようとしているところ



があったりすると、単に機械的にいかないで、それまでに法制局と相談しながら。実際に規制をするときに50m<sup>3</sup>とか立米で切る方法だけではなくて、何人ぐらい宿泊なのかとか、戸建てとか、そういう外形的な基準で切るの、観光庁には実際にどのような実態になっているのかを聞きながら、我々が政省令で切るときにちゃんとそこは法制局を通るのかとか、そういうのを情報としていただきながらやっていきたいと思っています。

○高橋部会長 あと、私も昔、中環審にいましたけれども、環境を守りたいという人だから中環審の委員をやっているのですけれども、民泊の趣旨がわからないと、そこで何で緩めるのかという話になると思うのです。そこで、観光庁にきちんと中環審の場で説明してもらわないと、委員もそこは腑に落ちないのではないかと思うのです。そういうことはお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○上田大臣官房審議官 まだ、そこまで考えておりませんでした、検討させていただきます。

○高橋部会長 ぜひそこは、それが観光庁としてリーダーシップをとっていただくことにつながりますので、環境省から中環審に出て説明してくれと言われれば、そこは断らないということによろしいでしょうか。

○金井審議官 喜んで対応させていただきます。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

それでは、下水道のほうにいきたいと思いますが、これはスケジュール的に環境省が明確に直していただくことで、方針表明をいただいています。これができれば横並びの形でやっていただくということによろしいでしょうか。

○津森下水道企画課管理企画指導室長 しっかりついていきたいと思います。

○高橋部会長 これは審議会か何かを通さなければいけないのですか。

○津森下水道企画課管理企画指導室長 基本的には我々は法改正等の必要がありませんので、法定手続はございませんが、ただ、下水道部局にはしっかり今の議論の状況とかも踏まえて、いろいろな形で周知はしていく必要があると考えております。

○高橋部会長 審議会は通さなくていいということですね。わかりました。では、そこは丁寧に御説明いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。下水道についてはこのぐらいによろしいでしょうか。

では、最後ですが、既に観光庁にお願いしてしまったのですが、それぞれの役所はそれぞれ公益に責任を持って、そこは間違っても公益が損なわれないようにという立場で業務をされているのでしょうか。それは私もよくわかるのですが、民泊は民泊でオリンピックとかいろいろなこともありますし、日本経済全体の観光立国という観点からも、これも重要な公益でございます。それをどうやって調整するのかということは、関係部局に音頭をとって、積極的に働きかけていただくことは極めて重要だと思うのです。

そういった意味で今のような形で具体的にいろいろお願いしましたが、総括的にそういうことをしていただける、リーダーシップをとってやっていっていただけるかということ

について、全体としてちょっとコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○金井審議官 観光庁としましては、観光立国で頑張りますけれども、これからのいろいろなことを考えますと、特に地方も含めて民泊の普及は観光上極めて大事ですので、これは政府全体の方針としても、そういう方向でやっていると理解していますので、そういう意味で関係省庁と連携するということで、観光庁が積極的に音頭をとって汗をかいていくことが大事だと思っていますので、そういう方向でやっていきたいと思っています。

○高橋部会長 素人がたくさんお願いしましたが、ぜひその趣旨を酌み取っていただいて、民泊事業者が困らないように制度を構築していただければ、ありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、時間が近づいてまいりましたので、ここまでとさせていただきたいと思いません。

本日は誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(観光庁、環境省、国土交通省、厚生労働省 退室)

(経済産業省、内閣官房 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。

続きましては、法人認証基盤の開発・展開、及び海外における行政手続簡素化の取組について、経済産業省に御説明いただきたいと思っています。

それでは、20分程度で御説明頂戴したいと思っています。よろしく願いします。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 御紹介にあずかりました経済産業省の情報プロジェクト室の吉田と申します。よろしく願いいたします。

ちょっと私が2015年から2017年までシンガポールのほうに留学しておりまして、そちらのほうでデジタルガバメント等についても勉強していたということで、そこでどういったことが行われているのかを御紹介させていただきながら、一方でそれと比べて経産省でどのような取組をしているかを今回お話しさせていただければと思っています。

2ページになりますけれども、経済産業省としましては、法人デジタルプラットフォームで、総務省様、国民番号室様を中心に個人向けのサービスについては、そちらのほうでデジタル化している中で、事業者向けの行政手続のデジタル化というものをどうやって統一的に進めていくか考えているところでございます。

このシステムをつくる上で、きちんと疎結合なシステム構成を考えなければいけないと考えてございまして、認証のシステム、手続のシステム、それに紐づくデータベース、さらにそのデータをきちんと交換する交換基盤、有用なデータについては民間事業者に開放していくオープンデータというような形で、こういったレイヤーをきちんと整理して、システム開発をしていくところが重要だと考えております。

3ページ目に移りまして、こちらのほうは御承知のとおりかと思えますけれども、GビジネスIDということで、法人向けの行政手続を行う際のログイン機能をつくらせていただいております。こちらのほうが、これまでは各行政手続でID・パスワードを発行してい

たところを1つのID・パスワードでさまざまな行政手続にログインできるような認証の仕組みをつくることによって、事業者の負担を軽くし、重複投資をなくしていくようなところで考えているところでございます。

4ページは実際に、こちらは今年2月にサイト自体はプレオープンしております、ただ、これに紐づく行政手続がまだ十分整理されていないということで、今後これに紐づけた行政手続のシステム化を進めていくところでございます。

こちらのGビジネスID、法人共通認証基盤でございますけれども、きちんと本人確認ガイドライン、こちらはIT室様のほうで取りまとめておりますけれども、こちらのほうの本人確認のレベルとも対応させる形で整理してございます。gBizエントリーというような、こちらのIDはメールアドレスとパスワードだけでログインできるような簡易な認証になりますけれども、こちらはレベルCに対応するような形、レベルBでもうちょっと強度の高いID確認に関しましては、複数要素認証でパスワードとデバイスでの認証というような形で2要素認証をとっている形でございます。

こちらのほうは、これまでこちらの行政手続部会でも御議論いただきましたように、社会保険手続のほうでも活用できるように整備しているところでございます。

具体的にどのようにこちらを行政手続と紐づけていくかでございますけれども、来年度、経済産業省の中できなり行政手続のシステムが立ち上がってくる形になっております。こちらについては、基本的にはこちらでつくったgBizIDで認証してログインするような形を考えております。

まさにそういった取組を進めていく中でトラブルシューティング等を行いながら、実際の他省庁も含めた接続の原則ルールみたいなものを経産省の中で検討していく必要があると考えてございます。

こちらのほうを整理した上で、IT室様とも連携しながら他省庁の展開の方法について検討していくような形でございます。具体的にはこちらの行政手続部会のほうでもお諮りしているところでございますけれども、社会保険の手続とか農業プラットフォーム、あとは補助金の他省庁展開の部分等では既に活用する方向になってございますので、こういったところを中心に2020年度以降きちんと使えるような環境を整えていくところでございます。

次のページに移りまして、加えまして先ほどちょっとデータの交換基盤みたいなものを考えていると冒頭申し上げましたけれども、こちらは何でこういう仕組みが必要だと思っているかと申しますと、例えば会計ソフト等から補助金申請するときに財務データをそのままシステム間連携で引っ張ってくるみたいなことをする際に、こういったデータを交換するようなセキュアなネットワークが必要だろうというようなところで、今年度既に研究会を行ってございまして、そちらの研究会を踏まえた上で来年度、具体的なユースケースを定めて実証を行う。こちらは経産省の中でまずは実証を行い、その後、具体的な展開方法について検討していくような形で考えているところでございます。

次のページに移りまして、法人インフォメーションでございますけれども、こちらも既

に御存じの方は多いかと思いますが、現在国税庁のほうで法人番号という番号が法人のほうに付番されている中で、この法人番号にひもづけて、行政との関係で行っているトランザクションのデータをきちんと紐づけてオープン化していくような取組を行っております。

こちらのオレンジの四角に書いているような形で、補助金の交付情報とか、調達情報、あと、認定、特許等、そういった情報を入れている形でございます。これまで決算情報とが入ってきていなかったのですが、今年度末までにEDINETという金融庁の上場会社のデータベースのほうからAPIで連携することによって、上場会社の財務情報については、こちらの法人インフォについても入ってくると。

あと、加えまして厚労省様と連携しまして、職場情報総合サイトのほうから実際の職員の男女比率とか、残業時間とか、そういった労働環境の情報を1万社程度になりますけれども、入っているものについても、こちらのほうにひもづけるような形で公開していくような形で考えてございまして、今後もさらなる情報の充実を図っていきまして、オープンデータとしての活用を進めていく。なおかつ、こちらはAPIも持っておりますので、こちらのAPIを活用していただくことによって、例えば企業様で営業先のデータベース等を持っている場合はそれとリンクさせていただくとかすることによって、例えばその企業の信用等を調べる材料にもなっていくのかなと考えてございます。

9ページは実際のホームページのイメージになります。こちらの検索ボックスに法人名とか法人番号を入れて検索できるようなイメージになっておりますので、一度さわっていただければと思います。

次のページに移らせていただきまして「中小企業支援プラットフォームの構築」というところで、こちらでも来年度以降開発を進めていこうと思っております。これまでも経済産業省のミラサポという情報発信サイトを設けておりましたけれども、こちらのほうはやはり支援情報等がきちんと整理されていなくてわかりにくいとか、いろいろな御意見をいただいていたところでございます。

あわせて、来年度以降、先ほど申し上げたように中小企業向けの行政手続のサービスを始めますので、こちらの支援情報をきちんと整理し、あわせてここで行政手続にアクセスできるような環境をつくろうと、つまりワンストップで中小企業をサポートできるような場所をつくろうというところでこういった取組を進めているところでございます。

こちらについても法人共通認証基盤を使いましてログインしていただくことによって、例えばその企業のデータにあわせてパーソナライズしたリコmendとか、そういったことが将来的にはできないかということもあわせて検討してございます。

こちらの行政サイドとしましては、こういった形で中小企業のデータがきちんと集まってくると、こちらを活用して実際に政策自体もこのように変えていったらいいのではないかというような、分析できるデータベースができていくのではないかと考えているところでございます。

次のページ以降は実際に、今申し上げたように、やはり今後データ利活用という部分が我々としても非常に重要だと考えている中で、先行して取り組んでいることについて御紹介させていただきます。

1つ目は「政策効果の高い企業群の特定」で「ものづくり補助金」という補助金が中小企業庁のほうでございますけれども、こちらはもう既に平成24年度以降、5年以上行っているようなものになります。実際にこちらは6万件以上のデータはたまってきているようなところで、実際にどういったデータ項目が補助金の効果に影響しているのかを仮説を立てて分析してございます。具体的には企業の属性みたいな情報と、あとは補助金の制度の特徴みたいなところがどのように影響しているのかを分析してございます。

次のページに移りまして、こちらは産業保安グループとあって、産業保安の分野でどういったデータ活用を考えているかというところなのですが、これまで産業保安は監督部という地方の監督員が一つ一つ検査をしているような形だったのですが、非常に高齢者がふえてきている。

今後、人材が減っていく中でより効率的な法令違反の検出という部分が重要になってくるところで、実際の事故発生確率とそういった申請回数みたいなもののリンケージみたいなものを調べて、実際にどういった影響があるのかを調べたりとか、こちらのほうもより企業の特徴からどういったリスクがあるのかを分析できるような環境をつくっていかうということで、スマート保安みたいな言い方をされますけれども、そういった取組を進めているところでございます。

次のページに移りまして「手続きデータの統計への活用」ですが、先ほど申し上げたように中小企業のデータは今後補助金申請等で非常にたまってくるかと思っております。こちらのデータを例えば統計で欠損値等のデータがある中で、そこを埋めていく材料として、そういったデータを使えないかというようなことも今後考えられるのではないかと取組を進めている事例でございます。

以上が経済産業省の取組として、現在足下で進めているようなところでございます。ここから以降は、実際にシンガポールでどういった取組をしているかを簡単に御紹介させていただくような形になります。

シンガポールでは昨年デジタルガバメントブループリントという2023年までのKPIを示してございまして、こちらのほうは非常に高い目標になってございます。例えばサービス満足度という、国民のサービスの満足度みたいなものをきちんと指標として設けていて、これが75%から80%が「とても満足」となるようにしていこうとか、あとは電子的な手段の用意は100%にしようという形になっています。

これだけではなくて、職員のリテラシーの向上みたいなところも非常に重要だとなっておりまして、例えばデータサイエンス、アナリティクスのトレーニングを2023年までに行政官20,000人はきちんと受けさせようとか、あと、ITを活用したプロジェクトをきちんと走らせる取組等も行われています。

あと、重要なのはユーザーの立場に立った場合に、省庁がきちんと横断してそういうサービスをつくっていかねばいけないところで、省庁横断のプロジェクトを毎年10以上行うところもKPIとして設けているのが特徴的なところでございます。

次のページに移りまして、先ほど申し上げた疎結合みたいな形でシステムのアーキテクチャーをきちんと考えて、効率的にサービスをつくっていくところが、シンガポールは非常によく考えられているなど考えているところであります。

こちらのほうに書かれているように彼らは4つのレイヤーに整理してございまして、シンガポールガバメントテクスタックというような仕組みを設けてございます。一番下にインフラとございますけれども、こちらもコンテナ技術というような形で、さまざまなアプリケーションを統合的に管理できるような環境をインフラのところでも準備してございまして、さらにその上のミドルウェアのところでは、APIをきちんと連携できるような形とか、データ分析基盤みたいなサービスを開発するためのツールの標準化みたいなことを行っております。

更にそれを活用してマイクロサービスで、先ほど申し上げた疎結合なサービスをつくる際のブロックです。こちらのブロックの機能というものをきちんと標準化してつくっていくというようなことをしております。こちらを組み合わせることによってデジタルサービスというような形で実際の個人と事業者の方に使いやすいサービスを提供していくような形をつくることによって、共通するようなものは、なるべく共通化してブロック化することによってそれを組み合わせてつくれるような仕組みが非常に重要なのかなと思っております。

次のページに移りまして、先ほど申し上げたデジタルIDの部分、経済産業省のほうでも法人共通認証基盤という形で法人向けのデジタルIDの整備を進めているところではございますけれども、シンガポールの場合はSing Pass、Corp Passという2つがございまして、Sing Passは個人向け、Corp Passは法人向けという位置づけになってございます。

こちらのほうでほとんどの行政手続きができるような環境になってございまして、特にCorp Passのほうで言うと、2017年12月から政府とのやりとりはこのCorp Passを使ってやりとりするということが必須になっていて、ただ一部、税の部分については先延ばしされていたのですが、こちらでも2018年中旬からスタートしているというような形で、ほぼ全ての行政手続きがデジタル環境で完結する。むしろ完結させなければならないという環境になっているところでございます。

次の19ページは、具体的にCorp Passを使って実施できる法人の手続きなのですが、法人の一般的な手続きから各産業セクターでのサービスも含めて全て電子的に申請ができると、これが原則化されているようなことが言えるかと思っております。

さらに20ページに移りまして、このデジタルIDなのですが、ただ行政手続きに使うだけではなくて、民間にもこの認証の機能を解放していくというような取組がシンガポールでは進んでおります。

これは何かと言うと、そういった認証の仕組みは当然銀行口座の開設とか、電力料金の支払いとか、民間の公共サービスをやる際にも、例えば今でも印鑑証明を求めていたりとか、そういったことをするわけですが、それに代替するような形できちんとデジタルIDのAPIを公開することによって、それを使うことで認証した人にサービスを提供するようなことができるのではないかというようなところで、このデジタルID自体をインフラとして、きちんと社会全体で使っていくような取組を進めていることが言えるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、Moments of Life:Familiesというようなサービスを彼らはローンチしてございまして、こちらは今IT室さんのほうでやっている手順ワンストップの流れとも一致するところではございまして、こちらは子供が生まれてから、初等教育に入るまでのさまざまな行政手続を、1つのアプリで全部完結できるみたいな形の取組を進めています。

こちらも当然育児みたいな話から教育みたいな話まで入ってくると、大体こちらで4省庁程度かかわっているのですが、その4省庁がきちんとコラボレーションするチームをつくって、そのチームでこういった仕組みを開発しているような形になっております。ユーザー視点に立ったそういったサービスをつくる際には、ライフイベントの視点から立つと、各省庁がきちんと連携したシステム構築体制が重要なのではないかとありますが、シンガポールの事例から言えるのではないかとこのところでございます。

私のほうから以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、前回の行政手続部会において議題として取り上げました「本人確認ガイドライン」につきまして、IT総合戦略室より追加説明を頂戴したいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○満塩政府CIO補佐官 IT室政府CIO補佐官の満塩でございます。

前回お配りしたこちらのサマリーの資料の最後のページに関しまして御質問がございました。レベルBに関しまして署名が必要なのかというお話で伺ってございましたが、こちらを回答する際に、私のほうが誤解しておりましたので訂正を含めて解説させていただこうと思います。

それでは、これの本物の資料のほうで、本日お配りしています本文の19ページになります。ほぼ同じ資料なのですが、こちらのほうをご覧くださいと思います。19ページの表でございます。

当日、事務局とも会議終了後にお話ししていたところ、レベルBが認証を求めて、加えて電子署名を求めるとかという御質問だったと趣旨を伺いました。結論から言えば、そこは全く誤解でございまして、こちらのほうでご覧くださいとわかりますように箇条書きにしてございまして、認証もしくは電子署名を選ぶことで実現できます。また、レベルBの電子署名はICカードを用いない方法でも電子署名が可能です。これは選択になっており

まして、その点に誤解があったようですので、ここだけ訂正させていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

○奥田参事官 すみません。あわせまして社会保険のID・パスワードについても、今日お渡ししております33ページを見ていただければと思います。ガイドですので個別具体の手続について記載は、本題ではないのですけれども、社会保険の関係のID・パスワードについては、検討状況をこちらのほうで掲載させていただいて、経産省のほうの法人認証基盤のID・パスワードで手続可能と判断をさせていただいたということでございます。

こちらにつきましては、以前説明させていただいたようにNISC、個人情報保護委員会、番号制度推進室、厚生労働省、経済産業省、関係省庁のほうで集まりまして内容、リスクの評価をさせていただいて、その後、厚労省のほうで手続の中でしっかりと、ID・パスワードで手続した後に本人確認など、リスクを回避する手続をとるということでございますので、法人認証基盤で手続可能という判断をさせていただいております。あわせて、このガイドのほうにもこの手続については可能ということで、事例として掲載させているということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、経済産業省及びIT総合戦略室の御説明につきまして御意見、御質問のある方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

堤先生、どうぞ。

○堤専門委員 御説明ありがとうございます。

2点ほど質問させていただければと思うのですけれども、今考えられている法人デジタルプラットフォームの構想の上に中小企業支援プラットフォームをつくっていかれるということだと思うのですけれども、今これというのは、現状のミラサポも含めて、法人格の方が対象で、個人事業主の方は、現状含んでいるのか、含んでいないのか。将来的に今度ミラサポプラスにしたときにどういうお考えをいらっしゃるかということなのです。

それと、シンガポールが非常に進んでいるのは、非常によくわかりまして、例えばシンガポールを含めて海外で法人格を持たないいわゆるフリーランサーとか個人事業主などという方々はどういう扱いをとることを御存じでいらっしゃいましたら、こういったプラットフォームや電子申請の観点から教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 1点目の中企庁の支援プラットフォームのほうで個人事業主を扱えるのかでございますけれども、こちらは当然個人事業主も対象として考えてございまして、中小企業向けの補助金もかなり個人事業主向けのものが多いですし、こういったサービス自体を使う方としても個人事業主が多いのです。法人共通認証基盤自体も



個人事業主にきちんと対応する形になってございますので、そこも含めて対応させていただくというような形で考えてございます。

シンガポールのほうでフリーランサー等の方がどういう扱いになっているのかというのは、きちんと把握してはいないのですけれども、例えば彼らがCorp Passを発行するときにはSing Passという個人のデジタルIDを使ってCorp Passを発行するような手順を踏む形になっています。こちらのほうの考え方に立てば、そういったフリーランサーの方もSing Passのところで捕捉されている。もしくは、場合によっては個人事業主であっても、そういったCorp Passを発行することによって対応可能になっているということなのではないかと思っております。

○堤専門委員 重ねてよろしいでしょうか。そうすると、いわゆる個人事業主の方の捉まえ方をどうするかということが、本当は挟まないといけないのですが、いわゆる開業届を出している方を個人事業主と見るのか。例えば納税の際に事業所得を出している方を個人事業主と見るのかとか、先般ちょっと民泊などのお話がありましたので、事業を積極的に営んでいる方と、何となく営んでいる方というところがあると思います。

非常に攻めていらっしゃる作り方だなという中に、財務状況というようなものが、例えばデータがこれからいろいろ載ってくるというときに、法人の場合はしっかりとした形で法人の決算という形なのですが、個人事業主に近い方々は、これが個人所得になってくるなどというあたりの、どれぐらいまでを共有して持っていて、しかも、ほかの方も見られるようなオープンデータにどういうものが載る、載らないというところを考えていらっしゃるのかなと、お考えがあれば教えてください。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 この点につきましては、正におっしゃるとおりで、個人の事業所得となると個人情報に当たるのではないかなというような形があるかと思っておりますので、こちらのほうはちょっと我々としてもどういった情報までオープン化できるのかは、ルールをやはり整理しなければいけないということで、省内でも今議論を進めているところでございます。ただ、例えば株式会社とか、こちらのほうであれば、会社法上決算公告を出さなければいけないとなっている中で、これが実質的に出ていないようなところがあったりとかする。そういった中で、そういったデータの公開みたいなことが考えられないのかというような議論もあるかと思っております。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

八刃専門委員、どうぞ。

○八刃専門委員 ありがとうございます。

質問が1つと、その背景をちょっと御説明させていただきたいと思うのですが、7ページで法人データ交換基盤のところのネットワークの図が描いてありますけれども、これはもう既に研究会を立ち上げられたという御説明だったと思うのですが、どんな研究会で立ち上げられているのかということ、もし差し支えない範囲で教えていただければ

ば、教えていただきたいと思うのです。

この背景なのですけれども、シンガポールのケースは大変進んでいるということで、御説明ありがとうございました。私は具体的にちょっと驚いたことがあって、3年ぐらい前ですけれども、20ページの図で見ていただいて、Trusted Identityというところが右側の上のほうに書いてあると思います。

私は完全にビジターで行ったわけですけれども、もう一人、パーマネントレジデンスの権利を持っている日本人と2人で、六本木ヒルズみたいな大きなビルのある会社にアポイントを一緒にとって、当然セキュリティーがうるさいので私はパスポートを持って行ってマニュアルでインしたのですけれども、彼氏はもともとこのTrusted Identityカードを胸から下げていて、彼氏は自動的にゲートにそれをかざすのですね。そのビルともその会社とも全然関係ないのですけれども、日本でいうマイナンバーカードみたいなものをかざすと普通のビルのゲートがあくことに驚いたことが1つです。

さらに驚いたのが、あいた段階で彼が持っているアポイントの先はこっちですという矢印が出たのです。これは結構すごいことだなと思って、ということは、アポイントをとっている先の会社の社内のデータベースともつながっているということなのです。さらに矢印を歩いていくとエレベーターホールがあって、エレベーターホールのどこに乗れと出てくるのです。それを乗るとその会社が入っているフロアに着いているのです。ということは完全に連携している。

そんなことを、もし、将来的にでも目指そうとされているのであれば、7ページのネットワークのつくり方は、結構フレキシブルにつくらなければいけなくて、セキュリティーももちろん大変重要な要素だとは思っているのですけれども、使い勝手もかなりいいようなものにしていかないと、フレキシブルなコミュニティーにならないのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。

よろしくをお願いします。

○満塩政府CIO補佐官 すみません。経済産業省のCIO補佐官の立場になるのですけれども、というのは、この検討会は私のほうがアドバイザーをやっていますので御回答させていただくと、現状、検討しているレベルは7ページに書いてあるとおり、電子申請に関するレベルでやっております。それと行政機関、そういう意味では電子申請に絡むので、行政との関係性というところだけでやっております。

なぜかと言いますと、やはりトランザクションの問題です。おっしゃるとおりデータの大きさが全く違うので、今のところ電子申請にフォーカスしております。一方、EUなどでは、IOTセンサーのデータ交換基盤とかを、また別の議論がされていることも認識しています。そういう意味では今のところ範囲を電子行政、電子申請の範囲に限定して議論しているところなので、まだご指摘のようなケースまでは、検討の絵姿の中に入っていないのが正直なところでは。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

堤専門委員、どうぞ。

○堤専門委員 もう一点なのですけれども、このオープンデータになってきた部分のいろいろな企業の活動状況なのですけれども、例えばこれを今、経済産業省は地方自治体が活用していくときに、地方自治体さんが一々アクセスして見るような想定なのか。例えば将来的には地方自体のほうとも、何らかの連携を全体的に組んでいくようなお考えなのか、方向性がもしございましたら、教えてください。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 まず、ここの法人インフォメーションに載っているデータというのは全てオープンデータになってございますので、誰でもアクセスできるというところで自治体様もアクセスできるかと思ってございます。

あわせて、こちらのデータを活用したいというようなところであれば、APIのほうを既に準備しておりますので、例えば自治体の方がそのシステムにこのデータベースのAPIを連携させるような形で活用することは可能であろうというようなところで、当面の活用というところは、そういった形で使っていただくのが一番いいのではないかと。

おっしゃるとおり自治体にそういった普及活動ができていくかというところ、できていないようなところはあると思いますので、我々としてもそういった普及をやっていきたくて考えております。

○堤専門委員 重ねてよろしいでしょうか。もしそれを考えられて、日本という国全体がデジタルガバメント化を目指すのであれば、ぜひそういうことに取り組む先進的な自治体に対して、やはり改修のための予算をつけるとか何か、全部ばらまかなくてもいいのですけれども、やはりお手を挙げて頑張っている自治体様に対して何らかのサポートを国としてしていかないと、特に中小企業をということ考えていただければ、中小企業のお客はやはり8割、9割は地元の地方自治体になりますので、ここをやっていただかないとやはり今の現状のミラサポのところの活用がもう一つというところは、何かそういったところもあるのかなと感じておりますので、付け加えさせていただきます。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 ちょっと予算上の問題等があるので、どこまでできるのかという話はあるのですけれども、我々としてもやはり自治体がきちんとそういった電子的な環境でサービスを提供できるようにするのは非常に重要だと思ってございまして、補助金申請のサービスも有志自治体の方に展開していくことで今議論を進めてございますので、こういったところを進めながら、自治体とも一体的に、中小企業が事業活動しやすい環境をつくっていくような方針は我々としても持っているところでございます。

○堤専門委員 よろしくお願ひします。

○高橋部会長 今回の御指摘は結構重要で、自治体の方と話すところ、恒常的な事務に使うものは自前でやるけれども、新しい施策展開とか災害対応は国が面倒を見るものだと彼らは大体思っているのです。そういう意味で、新しい施策展開をやるのであれば、誘導的なお金をつけていくのは極めて重要なことだと思いますので、その辺はぜひお考えいただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、ちょっと幾つかお聞きしたいのですが、6ページの20年のところで、他省庁への横展開も考えるということだと思えるのですが、これはやはり予算とかを概算請求する点だと、どの手続が連携の対象になるのかということのを早く特定していかなければいけないと思うのです。他省庁との関係でそこら辺のスケジュールとかいうのはどのようにお考えでしょうか。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 まず、先行して議論が進んでいる社会保険と農業プラットフォーム、あとは補助金申請のシステムというようなところに関しましては、まさに来年度きちんと議論をして、2020年度以降きちんと接続できる形をとるとというのが重要ではないかと考えてございます。

そのほかの他省庁の行政手続というようなところに関しましては、まず、ちょっと経済産業省でそもそもまだ使えていないようなところがあるので、こちらは、来年度はまずは経済産業省できちんと使うと。使っていく中でどういった課題が起り得るかということのを整理していく必要があると思っています。

これとあわせて、横で当然他省庁と連携する際のルールづくりみたいなところは、我々の中で検討項目として検討していこうと思ってございまして、そちらのルールが来年度のどのタイミングで整理できるかということところが、まさに部会長がおっしゃられているどのタイミングでほかの手続も接続できるのかということかと思っているのですけれども、ちょっとそちらのほうは引き続き、まずは経産省で使った結果を見た上で判断させていただきたいと思っています。

○高橋部会長 わかりました。ぜひ確実にやっていただければと思います。

それから、6ページの上の2つ目のポツで、内閣官房を通じて、来月だと思いますが指示が出るということなのですが、指示を出す主体はどなたなのでしょう。いわゆるIT室なのでしょう。それとも経産省なのか。その辺の指示はどのように誰が出すのかというのは結構重要だと思うのですが、そこはいかがでしょう。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 すみません。ちょっとこの部分は若干検討している内容を書きってしまった部分があるので、まだきちんと議論はできていないのですけれども、経済産業省から出すやり方だと、やはり省庁全体に広がっていかないという部分があると思いますので、補助金申請システムの他省庁展開の際もIT室様と連携して進めていったところもありますので、ちょっとまたここはIT室様と議論した上でどのように進めていくかということを検討したいと考えています。

○高橋部会長 では、IT室にぜひそこはかんでいただくということをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます

○奥田参事官 はい。

○中野情報プロジェクト室長 いいですか。ちょっと補足させていただくと、例えば法人インフォメーションの情報を集めるのも、IT室と経産省で、連名で各省をお願いをしたり

していますので、基本的には同じやり方ができるかなど。あと、内容とタイミングは相談をしてやっていきたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

あと、これは膨大なデータを入れようとする、当然1年ごとに更新が必要になっていくという話があるのですが、これは上書きが恒常的にできるようなデータベースになるのでしょうか。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 それはページで言うと7ページの話でございます。こちらのほうは、当然更新はしていくという形になっておりまして、どういう発想になっているかと言いますと、中央集権的にデータを1カ所に集めるというよりは、手続ごとに恐らく必要なデータベース等が違ってくるだろうというような中で、必要なデータベースにアクセスできるようなデータ交換基盤をつくるのが重要だと考えています。なので、ここにいろいろなデータベースがぶら下がっていて、それぞれはきちんと更新されていく。その中で必要な行政手続に合わせて、更新されているデータベースにアクセスしていくような形になっていくのではないかと考えてございます。

○高橋部会長 そうすると、各データベース間で更新時期が違おうとどうなりますか。

○満塩政府CIO補佐官 ちょっと実装的な話になってしまうので、今のところ、原則の考え方は分散管理を想定していますので、分散で更新していくということでございます。ただし、おっしゃるとおり更新のタイミングのことを考えると、完全分散管理が今の技術だけだとそう簡単にはいかないのも事実でございます。そういう意味では、法人データストアという概念を想定して書かれています。ここをA社、B社、C社、各会社が選んで、ここを中心にアップデートしていくことになる想定しております。この実装イメージは、来年実証を行う予定なので、詳細設計は、まだ明示的には言い切れませんが、現状はこういったイメージをしております。

○高橋部会長 そこは配慮されて制度設計されてということですね。

○満塩政府CIO補佐官 はい。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それから、もう一点、先ほどのシンガポールのSing Passみたいなものの日本版で、個人事業主についても必要でしょう。法人認証基盤の場合、個人事業者は多分マイナンバーで捕捉することになるのですかね。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 今のところは個人事業主に対する一意の番号というものは整備されていないのが現状になってございまして、こちらのほうは法人共通認証基盤のほうではそういった番号がなくても、IDはつくれる環境になってございますので。

○高橋部会長 名前ということですか。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 システムの裏のほうで、こちらのほうで管理番号は持っているのですけれども、それを公にはしないと。これを公にすると、まさに先ほどあったような個人情報の問題等にかかわってまいりますので、当面はきちんと裏でそういった

番号管理をしていくような形で考えてございます。

○高橋部会長 では、複数同じ名前があったらどうするのですか。同姓同名。

○満塩政府CIO補佐官 個人の特定は住民と同じな方式でやっておりますので、氏名と住所と性別、生年月日の4情報で識別するような形になっております。

○高橋部会長 4情報で識別すると。

○満塩政府CIO補佐官 デジタル的な識別子はメールアドレスなのですが、本人特定という意味では、4情報で識別をします。

○高橋部会長 それはパスが当然要りますよね

○満塩政府CIO補佐官 そうです。

○高橋部会長 これはだから、やはり税と一緒にしてもらわないと。利用者番号にくっついているパスワードと一緒にしてもらわないと困ります。政府で1個ではないと使いづらくてしょうがないですよ。だめですか。個人については利用者番号にくっついているパスワードと一緒にしてもらおうという、総務省と話して。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 そこはまだ国税庁さんと議論できていないところなので、そういったお話を踏まえて、今後議論がどこまでできるかということなのです。

○高橋部会長 すみません。本当にパスワードがいっぱいあると使えないですよ。本当に昨日は頭に血がのぼりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。本人確認ガイドラインのほうはいかがでしょうか。

すみません。これはやはり素人にもわかるように「or」というのがはっきりわかるように、どっちでもいいですよというのがわかるような、読み取り方ができるように表を描いていただくとありがたい。

○満塩政府CIO補佐官 説明資料等では必ずそのように進めていきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

○高橋部会長 でも、バージョンアップして何日版としてもらえれば。

○奥田参事官 これだけのために改定というのはあるので、ほかのところでも当然見やすいような形にするのと、あとは捕捉文書としてガイドブック的なものも作成してまいりますので、その中ではしっかりと書き込んでいきたいと思ひます。

○高橋部会長 あともう一つ、商業登記者の電子署名で行っている手続は、これは法人認証基盤に移行できるということでよろしいでしょうか。この点は、事務局、趣旨を説明してください。私はうまく説明できない。

○石崎参事官 これは恐らく資料で言うと、法人等に係る行政手続のレベル2のところ、先ほどID・パスワード方式と申請データに対して法人等代表者へ発行された電子証明書を、併記でどちらでもいいということだったので、そうだとすると今電子証明書で電子署名で付与しているものは、ID・パスワード方式のほうに移行することができるのではないかと御質問だと思ひます。

○満塩政府CIO補佐官 一応、前回は御説明しましたが、グローバル・スタンダードをベー

スにしてクラス分けはしております。ただし、その中で認証のテクノロジーを使うのか、署名のテクノロジーを使うのかは、まさに選択ですので、そのところはガイドラインとしては今規定していないというスタンスですので、選択としては可能だと思っております。

○高橋部会長 全体としてパスワード方式を、法人認証基盤に移行したほうが国民全体の使い勝手がよくなるので、そちらになるべく誘導していくというような働きかけはIT室としてはぜひやっていただきたいと思います。その辺はぜひ移行ということをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。何かあれば。

よろしいでしょうか。

時間より若干前でございますが、十分議論が尽くせたということだと思っておりますので、ここまでとさせていただきます。

経済産業省、IT総合戦略室の皆様におかれましては、お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

本日の議題は以上でございます。最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、事務局のほうから、また別途御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 本日はどうもありがとうございました。